

**改正**

平成16年12月17日条例第42号

平成17年12月16日条例第66号

平成21年12月18日条例第38号

平成27年12月18日条例第43号

平成31年3月20日条例第6号

令和4年12月21日条例第38号

佐世保市情報公開条例

佐世保市情報公開条例（昭和62年条例第1号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 情報の公開（第5条—第13条）

第3章 審査請求（第14条—第16条）

第4章 情報公開の総合的推進（第17条—第21条）

第5章 雑則（第22条—第25条）

附則

**第1章 総則**

（目的）

**第1条** この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を保障し、市の保有する情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関する必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の実現と市民の市政参加の推進に資することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会並びに消防長及び公営企業管理者をいう。

2 この条例において、「情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム（マイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他

人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。

3 この条例において、「情報の公開」とは、実施機関が情報を閲覧若しくは視聴に供し、又は情報の写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

**第3条** 実施機関は、第1条に定める目的に則して、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

**第4条** この条例の定めるところにより、情報の公開を受けた者は、これによつて得た情報をこの条例の目的に則して適正に使用しなければならない。

## 第2章 情報の公開

(情報公開請求権)

**第5条** 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する情報の公開を請求する権利を有する。

(公開請求の手續)

**第6条** 情報の公開を請求しようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公開を請求しようとする情報の件名又は内容その他の当該情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定にかかわらず、情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）に係る情報を公開できることが明らかであり、かつ、即時に閲覧又は視聴に供することができる場合は、請求書の提出を省くことができる。

3 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開請求に対する決定及び公開の方法)

**第7条** 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求があつた日の翌日から起算して14日以内に、情報の全部又は一部を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）、情報を公開しない旨の決定、次条の規定による公開請求に係る情報を保有していない旨の決定又は第11条第1項の規定による公開請求を拒否する旨の決定をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定（以下「公開決定等」という。）を行つたときは、直ちに当該決定の内容（情報の全部又は一部の公開を行う場合は、その日時、場所及び公開の方法を含む。）を書面により通知しなければならない。ただし、情報の全部を公開する旨の決定をし、かつ、公開を実施することができる場合は、口頭により通知することができる。

3 前項の場合において、当該決定が請求を受けた情報の全部又は一部を公開しない旨の決定であるときは、当該書面には公開できない具体的な理由及びこの決定に対し審査請求ができることを併せて記載しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず30日を限度としてその期間を延長することができる。ただし、実施機関は、第9条の規定による第三者等の保護のための意見聴取により30日以内に決定をすることができないときは、本文の規定にかかわらず60日を限度としてその期間を延長することができる。

5 実施機関は、前項の規定により期間を延長するときは、速やかに、公開請求者に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を書面により通知しなければならない。

6 公開請求に係る情報が著しく大量であるため、公開請求があつた日から30日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び第4項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの情報については60日を限度として公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの情報について公開決定等をする期限

7 情報の公開は、実施機関が指定する日時及び場所等により行う。ただし、電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況等を勘案して、実施機関が定める方法により行うものとする。

(情報の不存在の通知)

**第8条** 実施機関は、公開請求を受けた情報が存在しないときは、当該情報が不存在であることを理由とした決定を行い、直ちに書面によりその旨を通知しなければならない。この場合、当該書面にはこの決定に対し審査請求ができることを併せて記載しなければならない。

(第三者等の保護の手続)

**第9条** 公開請求を受けた情報に市以外の者に関する情報が含まれている場合には、実施機関は、公開決定等の前に、必要により当該情報に係る市以外の者から、意見を聴くことができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、市、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、公開請求に係る情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている情報を公開しようとする場合であつて、当該情報が次条第1項第1号イ又は同項第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている情報を次条第2項の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(情報の公開義務及び公開しない情報)

**第10条** 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該情報を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により

特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- カ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- キ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

2 実施機関は、公開請求を受けた情報が前項各号の非公開情報に該当する場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開することができる。

(存否の応答拒否の決定)

**第11条** 公開請求に対し、当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、直ちにこの決定を書面により通知しなければならない。この場合、当該書面にはこの決定に対し、審査請求ができることを併せて記載しなければならない。

(非公開の場合の立証責任)

**第12条** 公開請求を受けた情報が、第10条の規定により公開できない情報に該当することの立証責任は、実施機関が負うものとする。

(部分公開及び事後公開)

**第13条** 実施機関は、公開請求に係る情報に非公開情報が含まれる場合、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、分離したことにより公開請求の趣旨が失われることがないと認められるときは、非公開情報に係る部分を除いて、当該情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、第10条第1項各号により公開できない情報であっても、時間の経過等により、公開を拒否する理由がなくなつたときには、これを公開しなければならない。

### 第3章 審査請求

(審査請求があつた場合の手続)

**第14条** この条例による公開決定等及び開示請求に係る不作為について不服のある者は、審査請求をすることができる。

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

3 実施機関は、第1項の規定による審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、佐世保市情報公開審査及び個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

（1） 審査請求が不適法であり、却下するとき。

（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合（当該情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

4 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

5 実施機関は、審査請求の書面に形式上の不備がある場合には、審査請求をした者（以下「審査請求人」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、審査請求人に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

**第15条** 前条第3項の規定により諮問した実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

（1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

（2） 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3） 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

2 審議会は、前条第3項の規定により諮問を受けたときは、諮問を受けた日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対し、答申するように努めなければならない。

3 実施機関は、前項の審議会の答申を尊重し、答申を受けた日から起算して15日以内に理由を付して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

**第16条** 第9条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1） 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（2） 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を

変更し、当該公開決定等（公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。）に係る情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第4章 情報公開の総合的推進

（情報提供の推進）

**第17条** 実施機関は、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるようにするため、第5条に規定する情報の公開請求を待つことなく、広く積極的に情報提供に努めるものとする。

2 前項の情報提供については、情報通信技術を活用した電子的公開等多様な媒体による情報提供の推進に積極的に取り組むものとする。

（情報の適正管理）

**第18条** 実施機関は、この条例の目的を達成するため、情報を適正に管理しなければならない。

2 実施機関は、前項の情報の適正管理については、情報の收受、分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の情報の管理に関する基準を定めるよう努めるものとする。

（情報の検索資料の作成）

**第19条** 実施機関は、情報の目録等情報の検索に必要な資料を作成し、これを一般の閲覧に供するものとする。

（重要事項に係る審議会への諮問）

**第20条** 市長は、この条例に基づく情報公開制度の運営に関する重要事項について、調査審議の必要があると認めるときは、審議会に対し、諮問するものとする。

（出資団体等の情報公開）

**第21条** 市が出資し、又は財政上の援助を行う法人その他の団体（以下「出資団体等」という。）

は、財務その他の経営状況を説明する文書等その保有する情報の公開に努めなければならない。

2 実施機関は、出資団体等が保有する情報であつて実施機関が保有していない情報について、この条例に基づく公開請求があつたときは、当該団体に対し、規則で定めるところにより当該情報の提出を求めるものとする。

3 出資団体等の範囲等必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 雑則

（費用負担）

**第22条** この条例の規定による情報の公開に伴う閲覧又は視聴の手数料は、無料とする。

2 この条例の規定により情報の写しの交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなけれ

ばならない。

3 前項に定める費用の額は、市長が別にこれを定める。

(法令等による公開の実施との調整)

**第23条** この条例は、法令等の規定により、情報の閲覧若しくは縦覧又は情報の謄本若しくは抄本等の交付の手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、市の他の条例等により、市民の利用に供することを目的として、図書館その他の市の施設等で収集、管理している図書、資料及び刊行物等の情報については、適用しない。

(実施状況の公表)

**第24条** 市長は、毎年1回、この条例の規定による実施状況を公表するものとする。

(委任)

**第25条** この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の佐世保市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定によりなされている行政情報の公開請求は、改正後の佐世保市情報公開条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定による公開請求とみなす。

3 この条例の施行の際現になされている旧条例第12条に規定する行政不服審査法に基づく不服申立ては、新条例第14条第1項に規定する同法に基づく不服申立てとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(吉井町及び世知原町の編入に伴う経過措置)

5 吉井町及び世知原町の編入の日前に吉井町情報公開条例（平成13年吉井町条例第11号）又は世知原町情報公開条例（平成14年世知原町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(宇久町及び小佐々町の編入に伴う経過措置)

6 宇久町及び小佐々町の編入の日前に宇久町情報公開条例（平成14年宇久町条例第21号）又は小

佐々町情報公開条例（平成13年小佐々町条例第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（江迎町及び鹿町町の編入に伴う経過措置）

- 7 江迎町及び鹿町町の編入の日前に江迎町情報公開条例（平成13年江迎町条例第4号）又は鹿町町情報公開条例（平成13年鹿町町条例第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**附 則**（平成16年12月17日条例第42号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年12月16日条例第66号）

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

**附 則**（平成21年12月18日条例第38号）

この条例は、平成22年3月31日から施行する。

**附 則**（平成27年12月18日条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成31年3月20日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和4年12月21日条例第38号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（佐世保市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の佐世保市情報公開条例第6条第1項の規定による請求がされた場合における情報公開については、なお従前の例による。